

お車をご使用のかたには、法律(道路運送車両法)で、ご使用者の安全と車の事故を未然に防ぐため、1日1回の**運行前点検**と**6・12か月ごと**の**定期点検**を行うことが義務づけられています。

点検項目の詳細は、別冊「整備手帳」をご覧ください。

点検整備数値は、68ページのサービスデータ表をご参照ください。

■ 法定点検

異状が認められた場合は、ご使用のかたご自身または販売店・ホンダサービス各地区センターで必ず整備をしてください。

小型自動車(251c.c.以上)は2年ごとに国で定める継続検査を受けなければ使用できません。期間満了前に必ずお受けください。